

平成21年6月15日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年(○○)第●●号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日・平成21年4月13日

判 決

原告 株式会社X

被告 国

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、2811万0323円及びこれに対する平成19年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 第1項につき、仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言を付する場合は、
 - ア 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - イ その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過したときとすること

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、株式会社A（以下「滞納会社」という。）が法人税等を滞納していることを理由として、東京国税局長が、別紙1被差押債権一覧表記載の原告名義の各債権（以下「本件各債権」といい、番号1の債権を「本件貸金請求権」、同2の債権を「本件貯金債権2」と、同3の債権を「本件貯金債権3」と、同4の債権を「本件売買代金請求権」といい、本件貯金債権2及び本件貯金債権3をあわせて「本件各貯金債権」という。）は、実際には滞納会社が有している債権であると認定して、滞納処分として本件各債権の差押え、換価配当処分（以下「本件各滞納処分」という。）を行ったことについて、原告が、原告と滞納会社とは相互に独立した別法人であるから、本件各滞納処分は違法であり、故意又は重過失も認められると主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、被告が本件各債権から配当を受けた金員相当額2711万0323円及び弁護士費用100万円の合計2811万0323円及びこれに対する訴状送達の日（翌日）である平成19年8月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実（争いのない事実に加え、各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

（1） 当事者等

ア 滞納会社は、外貨両替等の営業活動を行っていた会社である。滞納会社の代表取締役は、設立から平成17年10月1日まではB（以下「B」という。）であり、同日、C（以下「C」という。）が就任した。（乙1の1及び2、2）

イ 原告は、平成18年2月17日に設立された外貨両替業務等を目的とする会社である。原告の設立時の代表取締役は、Bであったが、同年4月20日、D（以下「D」という。）が代表取締役に就任し、同月21

日、Bは代表取締役を退任した。

ウ E（以下「E」という。）は、滞納会社の従業員であった者であるが、平成18年10月26日、外国貨幣両替業務及び外貨両替機の管理運営等を目的とするF株式会社（平成19年1月18日にF株式会社に商号を変更した。以下「F」という。）の代表取締役に就任した（乙18）。なお、Eは、原告の従業員となったことはない。

エ 札幌北税務署長は、平成18年1月27日、滞納会社に対して無申告加算税及び重加算税の賦課決定処分等を行った。その金額は、本税及び加算税だけでも7851万3440円（本税5651万9440円、加算税2199万4000円）に上った（乙10の1ないし5）。

（2） 本件売買代金請求権及び本件貸金請求権に関する事実

滞納会社又は原告は、別紙2両替機一覧表の「設置ホテル」欄記載の各ホテル（以下「本件各ホテル」という。）において、同表「設置日」欄記載のころに同表記載の各自動両替機（以下「本件各両替機」という。）を設置して両替業務を行い（なお、平成18年12月29日時点で本件各両替機の所有権が滞納会社と原告とのどちらにあったかは、後記のとおり争いがある。）、本件各ホテルに対しては手数料を支払っていた。滞納会社又は原告は、平成18年12月29日、Fに対し、本件各両替機を450万円で売却する契約（本件売買代金請求権は、同契約に基づくものである。）及び、本件各両替機内の金銭1150万円を貸し付ける旨の契約（本件貸金請求権は、同契約に基づくものである。）を締結した（乙19、20）。

なお、本件各両替機のうち、少なくとも別紙2両替機一覧表番号1ないし9の各両替機は、もともと滞納会社が所有していたものであった。

（3） 本件各貯金債権に関する事実

ア 株式会社G（以下「G」という。）から、滞納会社名義の通常郵便貯

金口座（通帳記号番号のもの。以下「滞納会社名義口座⑦」という。）へ、平成18年4月24日から同年6月6日までの間、7回にわたって合計2390万2786円の入金がされた。

（ア） 平成18年4月24日 580万8500円

（イ） 同月26日 4万6136円

（ウ） 同年5月9日 111万8000円

（エ） 同月23日 117万7785円

（オ） 同月24日 445万8365円

（カ） 同年6月1日 565万3500円

（キ） 同月6日 564万0500円

イ 滞納会社名義口座⑦から、本件貯金債権2に係る原告名義の通常郵便貯金口座（通帳記号番号のもの。以下「原告名義口座①」という。）へ、平成18年4月11日から同年6月6日までの間、別紙3滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①への入金一覧記載のとおり、18回にわたり、総額8019万5305円が入金された。

ウ 原告名義口座①から、本件貯金債権3に係る原告名義の通常郵便貯金口座（通帳記号番号のもの。以下「原告名義口座⑤」という。）へ、平成18年7月21日から同年10月24日までの間、別紙4原告名義口座①から原告名義口座⑤への入金一覧記載のとおり、9回にわたり、総額866万0442円が入金された。

（4） 本件各滞納処分

ア 被告が滞納会社に対して有する法人税等の租税債権は、平成19年1月22日及び同月23日の時点では別紙5租税債権目録記載のとおり（以下「本件租税債権」という。）であった（乙13の1及び2）。

イ 東京国税局長は、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法62条により、平成19年1月22日に本件各貯金債権を、同月23日に本件売

買代金請求権及び本件貸金請求権を、それぞれ差し押さえた。その後、東京国税局長は、本件貸金請求権から同年2月9日に150万円、同年4月9日に1000万円を、本件貯金債権2から同年2月16日に1150万5567円を、本件貯金債権3から同日に60万4756円を、本件売買代金請求権から同年2月9日に350万円をそれぞれ取り立てた上で、滞納国税に充当し、本件各滞納処分を行った。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

- (1) 争点①(本件売買代金請求権及び本件貸金請求権は、原告に帰属するか、滞納会社に帰属するか。)

(被告の主張)

以下の事実によれば、原告と滞納会社との間で、本件各両替機の売買が行われたとは認められず、Fに本件各両替機を売却したのは滞納会社である。

ア 本件各両替機の売買に関する交渉及び契約書の原案の作成に関わったのは、原告ではなく、滞納会社である。

すなわち、本件各両替機の売買に関する交渉は、Eと滞納会社の代表取締役であって原告の業務には関与していないCとの間で行われ、平成18年12月29日付け設置済み両替機売買契約書(以下「本件売買契約書」という。)及び同日付け両替機内の現金に係る金銭消費貸借契約書(以下「本件金銭消費貸借契約書」という。)の原案は、EとFの関与税理士が作成し、Cが確認したものである。そして、Eは、売主及び貸主の記名押印をもらうため、本件売買契約書及び本件金銭消費貸借契約書を送付しているものの、送付先は原告の本店所在地等ではなく、Bの経営する他の会社であるH株式会社の従業員であるI(以下「I」という。)であった。

したがって、本件売買契約書及び本件金銭消費貸借契約書について、原告による記名押印は単なる名義上のものにすぎない。

イ 滞納会社は、平成１８年４月以降も本件各両替機の設置管理業務を継続していた。

すなわち、平成１８年４月分、同年５月分、同年９月分及び同年１０月分の本件各ホテルへの手数料の振込は、原告ではなく滞納会社が行っている。また、別紙２両替機一覧表の番号８及び９のホテル（以下「Ｊホテル」という。）への手数料支払についての書面は、同年３月分以前は滞納会社名義、同年４月分以降は原告名義で作成されているが、担当者はいずれも「成田国際営業所 Ｅ」と記載され、担当者の電話番号及びファクシミリ番号は同一であった。

さらに、原告側からは、別紙２両替機一覧表の番号１のホテル（以下「Ｋホテル」という。）、同番号２のホテル（以下「Ｌホテル」という。）及び同番号７のホテル（以下「Ｍホテル」という。）に対して、設置されている両替機の所有権が滞納会社から原告に移転したとの説明がされておらず、上記各ホテルはいずれも、原告は滞納会社が商号変更したにすぎず、設置されている両替機の所有権に変動はないと認識していた。このうち、Ｋホテルに設置された両替機について、同ホテルの経営会社であるＮ株式会社（以下「Ｎ」という。）は、滞納会社との間で外貨自動両替機設置管理契約書を作成し、平成１９年にはＦとの間で同様の契約が締結されたものの、原告との間では同様の契約を締結していない。

ウ 滞納会社には、契約主体を仮装する動機がある。

すなわち、前記前提となる事実（１）エ記載のとおり、札幌北税務署長が滞納会社に対して賦課決定処分等をした無申告加算税及び重加算税等の金額は、本税５６５１万９４４０円、加算税２１９９万４０００円に上るものであった。このため、上記租税債務を支払えば滞納会社の存続が危ぶまれること、支払わなければ滞納会社に対していずれ滞納処分が行われ、財産が差し押さえられて換価されることが明らかであった。

(原告の主張)

ア 原告と滞納会社とは組織形態を異にし、社会的経済的に独立の別法人として主体性をもって営業していたのであるから、原告名義の資産負債は名実ともに原告のものであり、本件売買代金請求権及び本件貸金請求権も原告の資産である。

本件各両替機の所有権も滞納会社ではなく原告にあり、Fに本件各両替機を売却した主体は、原告である。すなわち、滞納会社は廃業することになり、平成18年7月ころには残務整理も終了したため、原告は、同年4月10日、別紙2両替機一覧表番号1ないし9の滞納会社所有の両替機9台を180万円で譲り受けた。

イ 被告が主張する本件売買代金請求権及び本件貸金請求権が滞納会社の資産であることを裏付ける事実、以下のとおり、いずれも失当である。

(ア) Fに対する本件各両替機の売買に関する交渉をCが行ったのは、Dが両替業務にまつわる仕事に不慣れであったため、DがCに依頼したに過ぎない。そして、Cが契約書の案を送ったIは、原告の従業員である。

(イ) 平成18年4月分、同年5月分、同年9月分及び同年10月分の本件各ホテルへの手数料の振込みが滞納会社名義の口座から行われているのは、もともと滞納会社の従業員であった原告の従業員が、使い慣れていた口座を利用してしまったにすぎない。したがって、上記の各振込みは、名義が滞納会社になっただけであり、支払の主体は原告である。

(ウ) 原告とNとの間で外貨自動両替機設置管理契約書が作成されていなかったのは、Eが、原告が新たに設立されたにもかかわらず、滞納会社が原告に商号変更したにすぎないと混同していた時期があったからである。

(2) 争点②(本件各貯金債権は、原告に帰属するか、滞納会社に帰属するか。)

(被告の主張)

ア 本件貯金債権2(原告名義口座①に係る貯金債権)について

以下の各事情からすれば、本件貯金債権2は、滞納会社が、滞納処分を免れるために、滞納会社の口座から資金を移したものにすぎず、名義は原告であるものの、実質的には滞納会社に帰属するものである。

(ア) 前記前提となる事実(3)イ記載のとおり、滞納会社名義口座⑦から、原告名義口座①へ、平成18年4月11日から同年6月6日までの間、18回にわたり、総額8019万5305円が入金された。その結果、滞納会社名義口座⑦の残高は、同日には11万5220円、同年7月18日以降は0円となり、滞納会社名義口座⑦のほぼ全額が原告名義口座①に移されている。しかしながら、滞納会社が原告に対して総額8019万5305円もの多額の金員を支払う理由はない。

(イ) 上記(ア)の送金には、滞納会社と取引のあったGから滞納会社名義口座⑦への送金(平成18年4月24日から同年6月6日までの間、前記前提となる事実(3)ア記載の各送金)と、近接した時期に、類似の金額を原告名義口座①へ入金したものがあがるが、Gが原告と取引していないことからすれば、Gからの入金は滞納会社の資産であり、これを理由もなく原告名義口座①に移動させたことは明らかである。

(ウ) 平成18年4月10日以降、原告名義口座①から滞納会社の従業員への出金があり、同年6月20日以降、原告名義口座①へ滞納会社の従業員からされた入金がある。

イ 本件貯金債権3(原告名義口座⑤に係る貯金債権)について

以下の事情からすれば、本件貯金債権3も、滞納会社が、滞納処分を免れるために、滞納会社の口座から資金を移したものにすぎず、名義は原告であるものの、実質的には滞納会社に帰属するものである。

原告名義口座⑤は、平成18年4月11日に開設され、同年7月20日から実際に入出金されているところ、前記前提となる事実（3）ウ記載のとおり同月21日から同年10月24日までの間、上記のとおり実質的には滞納会社に帰属していると認められる原告名義口座①から、総額866万0442円が入金されている。そして、原告名義口座⑤へのその他の入金は、ほとんどが滞納会社の従業員から送金されたものである。

（原告の主張）

ア 本件貯金債権2（原告名義口座①に係る貯金債権）について

（ア） 原告名義口座①に対して滞納会社名義口座⑦から送金を行ったのは、平成18年4月当時同口座を管理していたEである。

滞納会社は、営業の廃止は決めていたものの、外貨を多少保有していたため、残務整理を続けながら独自に両替業務を行う必要もあった。Eは、滞納会社の本件各両替機の管理を含む東京、千葉（成田）方面の営業の責任者であったところ、原告が設立された後滞納会社の同方面の業務を引き続き行える者はEしかいなかったため、平成18年4月10日以降、Eは、原告と雇用契約は結ばなかったものの、滞納会社の従業員としての立場で、主として原告の営業活動を行い、稀に滞納会社の営業活動も行った。Eは、これらの業務を通じて滞納会社名義口座⑦を利用したため、送金した金員の所有者が誰かがわかりにくくなってしまった。滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①への資金の移動は、いずれも、原告の両替業務をEが行い、それに見合う円を送金していたものである。

なお、平成18年6月上旬で資金の移動が行われなくなったのは、両替業務について複数の競争相手が出現し、利益が抜けなくなるとともに、売上が激減したためである。

（イ） Gから滞納会社名義口座⑦への送金は、Gと滞納会社との間の取引によるものではなく、原告との取引によるものであるから、滞納会社名義

口座⑦に入金された金銭を原告名義の口座に移動させることに問題はない。

原告の開業に伴い、滞納会社は、得意先に対して、平成18年4月10日以降は原告との取引になる旨を通知しており、Gにも当然これを行ったが、同社の担当者が失念したかあるいは社内への通知を怠ったことと、Eが上記（ア）のとおり滞納会社名義口座⑦を使用していたことから、Gは徴収職員に対して原告との取引はないと回答したものと思われる。

なお、Gに対しては、平成18年4月10日以降は、原告から外貨を送っており、原告の外貨売上計上明細書にもその旨の記載がある。

（ウ） そして、原告名義口座①に、滞納会社の従業員からの送金があるのは、上記（1）（原告の主張）イ（イ）記載のとおり、滞納会社の従業員と原告の従業員が重なっていることからすれば、不自然ではない。

（エ） なお、平成18年8月以前に、税務署は、滞納会社名義の口座から原告名義の口座への入金について、指摘をしており、この時点では、上記入金が原告の営業活動にもとづく入金であり、原告と滞納会社が別人格であって、滞納会社が滞納している税金を回収するために原告名義の債権を差し押さえることはできないと認識していたことがうかがえる。

イ 本件貯金債権3（原告名義口座⑤に係る貯金債権）について

上記ア（ア）及び（イ）のとおり、原告名義口座①は、名実ともに原告に帰属するから、同口座から金員を移された原告名義口座⑤にかかる貯金債権も、当然原告に帰属する。

そして、原告名義口座⑤に滞納会社の従業員からの送金があるのは、上記ア（ウ）のとおり不自然ではない。

（3） 争点③（原告が、本件各債権が原告に帰属すると主張することが許されないか否か。）

(被告の主張)

仮に、本件各債権が原告に帰属するとしても、以下のとおり、原告と滞納会社の実質は同一であり、原告の設立は滞納会社の債務の免脱を目的としてなされたものであるから、原告が、本件各債権が原告に帰属すると主張することは、法人格の濫用に当たり、許されない。

ア 滞納会社と原告の実質が同一であると認められること

(ア) 滞納会社と原告は、いずれも実質的にはBが支配する会社である。

滞納会社は、Bが全額を出資し、Bが設立時から平成17年10月1日まで代表取締役を務めていたのであるから、Bが支配する会社であるところ、原告もまたBの出資により設立され、Bが設立時から平成18年4月21日まで代表取締役を務めていた。また、原告の設立時の本店所在地は、Bが支配する他の会社の本店所在地と同一の場所であり、原告の取締役であるB、O、P（以下「P」という。）、D、監査役であるQのうち、P、D及びQは、Bが設立し、現在又は過去に代表取締役を務めた会社の役員であった。そして、原告及び滞納会社のいずれも、Bの個人的な信用を元に金融機関等と取引を行えたからこそ、両替業務を行うことができたものであり、原告及び滞納会社の経理事務は、これらの会社の事務所ではなく、Bが代表取締役を務める別の会社の事務所で行われていた。これらの事情からすれば、原告と滞納会社はいずれもBの支配する会社であるといえる。

(イ) 滞納会社と原告とは、従業員、営業資産、業務内容の点で同一である。

滞納会社も原告も営業目的は外貨両替業務であるところ、上記(1) (原告の主張) イ(イ) のとおり、滞納会社の従業員と原告の従業員はほぼ共通しており、前記前提となる事実(3) イ及びウ記載のとおり、滞納会社の資産が原告会社の資産に移されており、上記(1) (原

告の主張) イ (イ) 及び (ウ) のとおり、原告の従業員も滞納会社名義の口座と原告名義の口座を混同して使用し、さらに、取引先に対しても滞納会社の名義のままで原告が取引を行っていたというのであるから、滞納会社と原告の業務内容、従業員及び営業資産は同一である。

- (ウ) 以上のとおり、滞納会社及び原告はいずれも B の支配する会社であり、滞納会社と原告の従業員、営業資産、業務内容は同一であるから、滞納会社と原告の実質は同一である。

イ 原告の設立は、滞納会社の租税債務の免脱目的でなされたこと

- (ア) 前記前提となる事実 (1) エ記載のとおり、札幌北税務署長が平成 18 年 1 月 27 日に滞納会社に対して賦課した無申告加算税及び重加算税等は、本税及び加算税だけでも 7851 万 3440 円に上るもので、支払えば滞納会社の存続が危ぶまれることは明らかであり、支払わなければ滞納会社に対していずれ滞納処分が行われ、多額の財産が差し押さえられて換価されることも明らかであった。

- (イ) 滞納会社は、平成 18 年 2 月、札幌国税局長に対し、上記 (ア) の租税債務の納付について、同年 4 月までは月額 100 万円の納付を続けた上で、貸付金を回収して納付する旨の具体的な計画を示すと説明したが、貸付金は存在すら疑わしいか、存在しても到底回収不可能なものであった。滞納会社は、平成 18 年 3 月期の確定申告書で、上記の貸付金を回収不能として貸倒損失として計上している。

原告は、平成 18 年 2 月 17 日に設立されているところ、これは前記前提となる事実 (1) エ記載の賦課決定処分及び納税告知から 1 か月もたっていない上、前記前提となる事実 (3) イ記載のとおり、同年 4 月 11 日以降、滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①へ多額の振込みをして、資金を移している。

(ウ) 以上のほか、原告の本店所在地の事務所は名目上のものにすぎないこと、原告の資本金は滞納会社の資産が原資である疑いが強いことなどからすれば、原告の設立は、滞納会社の租税債務を免脱する目的でされたものである。

(原告の主張)

以下の事情からすれば、原告は、滞納会社とは別個独立の営業主として活動を行っていたのであって、法人格否認の法理はあてはまらない。

ア 原告の設立は、滞納会社が滞納していた税金の支払を免れるためのものではない。

滞納会社が滞納していた税金の支払を免れる意図を持っていたとすれば、滞納会社を廃業するだけで済むことである。原告の設立には、資本金1000万円以外に、6000万ないし1億円もの運転資金を必要としたのであるから、税金の支払を免れるために、このような出費をする必要など考えられない。原告の設立の目的は、滞納会社に対する税務調査が取引先に及んだことにより、廃業を余儀なくされた滞納会社の従業員の就職口の確保である。

イ 原告は、Bの支配する会社ではない。

Bが原告の設立当時の代表取締役となったのは、原告設立当初、Bの信用が、主たる取引先となるR銀行との外貨両替手数料を有利に取り決めるために必要だったからにすぎない。前記前提となる事実(1)イ記載のとおり、原告設立後まもなくBはその代表取締役を辞任し、以後は原告の経営に加わっていない。

ウ そして、上記のような原告設立の経緯に照らせば、原告の従業員が滞納会社とほぼ共通することには理由があり、これをもって原告と滞納会社が実質的に同一であるといえるものではない。原告と滞納会社との財産は明確に区別されており、経理担当の社員や経営陣は、別法人であることを意

識している。なお、そのほかの従業員については滞納会社と原告の営業活動自体は同様であるから、別法人であるとの意識が薄れてしまっても不思議ではなく、従業員がそのような意識の元で滞納会社名義の口座を使用することがあったとしても、それによって営業資産が同一といえるものではない。

- (4) 争点④(東京国税局長による本件各滞納処分には、国家賠償法1条1項にいう「違法」があるか否か。)

(原告の主張)

上記(1)ないし(3)の各(原告の主張)記載のとおり、本件各債権はいずれも原告の資産であるところ、被告は、故意又は単にその名義のみが原告で実は滞納会社の財産であると轻信した重過失によって、違法に本件各滞納処分を行った。かかる本件各滞納処分は、被告が違法に公権力を行使したものであるから、国家賠償法上も違法である。

すなわち、被告は、徹底的な調査の上、滞納会社からは長期間になっても、初回は100万円、その後は月額130万円に分割して滞納していた税金を納付させるほかないと判断し、滞納会社は、税務当局との合意に基づき、数ヶ月は分割納付を行っていた。ところが、滞納会社は営業を廃止してしまい、税金の回収のあてがなくなった税務当局は、一見したところ滞納会社と実体が変わらない様相を呈していた原告の運転資金などの財産に目を付けて、本件滞納処分を行ったものである。原告や滞納会社と同業の両替商にあっては、成田空港付近の駐車場で旅行客を相手に路上で両替をするなどのことが当たり前に行われており、ずさんな点や不備は随所にみられるのであって、被告は、このような同業者の実態を承知しているはずであるから、これをふまえて被告が注目した諸点を注意深く観察していれば、自ずから結論は異なり、本件各滞納処分を行わなかったはずである。したがって、被告が、職務上尽くすべき注意義務を尽くしたとは到底いう

ことができない。

(被告の主張)

ア 上記(1)及び(2)の各(被告の主張)記載のとおり、本件各債権はいずれも原告ではなく滞納会社に帰属するから、本件各滞納処分が国家賠償法上違法と評価されることはない。

イ 上記(3)(被告の主張)記載のとおり、仮に本件各債権が原告に帰属するとしても、本件において、原告が本件各債権が原告に帰属すると主張することは法人格の濫用として許されないから、本件各滞納処分が国家賠償法上違法と評価されることはない。

ウ 仮に、本件各債権が原告に帰属するものであって、法人格否認の法理の適用がないとしても、以下のとおり、国税当局による必要かつ適正な調査が行われていたのであるから、東京国税局長が本件各債権が滞納会社に帰属すると判断したことには合理的な理由があったといえ、本件各滞納処分は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くして行われたものであるから、国家賠償法上違法と評価されることはない。

(ア) 東京国税局所属徴収職員(以下「徴収職員」という。)は、平成18年10月から12月までの間に、滞納会社名義の郵便貯金口座の有無及び取引状況を調査し、その結果、同年1月11日から同年3月8日までの間に、札幌市内の郵便局において滞納会社名義の口座7件が開設されていること及び各口座の取引状況を確認した。また、徴収職員は、同年11月から12月までの間に、原告名義の郵便貯金口座の有無及び取引状況を調査し、その結果、同年2月27日から同年4月11日までの間に、札幌市内の郵便局において原告名義の口座8件が開設されていること及び各口座の取引状況を確認した。なお、徴収職員は、滞納会社及び原告の銀行口座等の調査も行っている。

(イ) 徴収職員は、平成18年12月7日、C、B及び原告訴訟代理人で

ある S 弁護士から、滞納会社の設立、廃業、経理、原告の設立等について聴取した。

(ウ) 徴収職員は、平成 19 年 1 月 23 日、E から、本件各両替機の売買契約等について聴取した。

(エ) 以上の調査等の結果に基づき、東京国税局長は、本件各債権はいずれも滞納会社に帰属すると認定した。

(5) 争点⑤（本件各滞納処分によって原告に生じた損害）

(原告の主張)

ア 本件各滞納処分による配当額の合計 2711万0323円

イ 弁護士費用 100万円

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件売買代金請求権及び本件貸金請求権は、原告に帰属するか、滞納会社に帰属するか。）について

(1) 事実経過について

前記前提となる事実に加え、各項末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足る証拠はない。

ア 滞納会社は、平成元年11月6日に設立された会社（なお、設立当初の商号は、T株式会社であった。）であり、平成14年に商号を変更するとともに、両替業務を会社の目的に追加し、外貨両替等の営業活動を行うなどしていた。滞納会社は、設立後から平成17年10月1日までは、Bがその代表取締役であり、同日、Bが退任し、Cが代表取締役に就任している。（乙1の1及び2、弁論の全趣旨）

滞納会社は、平成17年ころまで、休眠会社であるとして税務申告をしていなかったところ、同年11月に札幌北税務署が税務調査を行った後、

同年１２月２７日、札幌北税務署長に対し、平成１２年４月１日から平成１７年３月３１日までの５年間の事業年度の法人税の確定申告書を提出した。札幌北税務署長は、平成１８年１月２７日に、滞納会社に対して無申告加算税及び重加算税の賦課決定処分等をおこなったが、その金額は、本税及び加算税だけでも７８５１万３４４０円（本税５６５１万９４４０円、加算税２１９９万４０００円）に上り、滞納会社がこれを納付できる見込みは乏しかった。（乙９の１ないし５、弁論の全趣旨）

イ 原告は、平成１８年２月１７日に設立された、滞納会社と同様の両替業務等を行う会社である。設立当初の代表取締役はＢであったが、同年４月２０日にＤが代表取締役に就任し、同月２１日にＢは代表取締役を退任した。

ウ 滞納会社は、平成１８年ころ、少なくとも別紙２両替機一覧表番号１ないし９の各両替機につき、各「設置ホテル」欄記載のホテル等において、各ホテルに対し手数料を払うことと引換えに、各両替機を設置して両替業務を行っていた。

これらの各両替機に加え、別紙２両替機一覧表番号１０及び１１の各両替機を含む本件各両替機については、滞納会社において東京・成田方面の営業を担当していたＥが、その管理を行っており、Ｅは、同年１０月２６日、Ｆの代表取締役に就任している。（弁論の全趣旨、証人Ｉの証言）

エ 本件各両替機を設置するに当たっては、これを設置する会社と本件各ホテルとの間で上記手数料を定めた管理契約を締結しているとみられるところ、その管理契約に関しては、少なくとも、次のような状況があった。

（ア） 平成１５年３月８日、Ｋホテルの経営会社であるＮと滞納会社との間で、外貨自動両替機設置管理契約が締結された。その後、平成１９年４月１２日、ＮとＦとの間で、外貨自動両替機管理契約が締結されたが、原告との間では、外貨自動両替機設置管理契約書は作成されて

いない。

KホテルはFとの契約に当たって行われた社内稟議に際し、両替機の所有権が滞納会社からFに移転したために、再度契約書を交わすとしている。（乙28。なお、特に記載がない場合、書証番号は枝番を含む。以下同じ。）

(イ) Lホテルの経営会社であったU株式会社と滞納会社との間では、外貨自動両替機設置管理契約が締結されていたが、平成18年3月31日にLホテルの営業が有限会社Vに譲渡されたことに伴い、上記契約も引き継がれた。Lホテルに設置された両替機について、原告及びFとの間では、外貨自動両替機設置管理契約書は作成されていない。（乙29）

(ウ) 平成17年5月16日、Jホテルの経営会社と滞納会社との間で、外貨自動両替機設置管理契約が締結され、その後、原告との間の外貨自動両替機設置管理契約書、Fとの間の外貨自動両替機設置管理契約書がそれぞれ作成された。なお、原告との間の契約書には、当初、滞納会社の印が捺印されていたため、契約書が再度作成された経緯がある。なお、原告との間の契約書の作成に当たっては、Eから「今後の両替機業務の効率化を図るため株式会社Xにおいて運営を行なうこととなりましたので新たに契約書を作成させていただきました。」との記載がある「ドル両替機設置における再契約のお願いについて」と題する書面が送付されたことがうかがわれる。（乙24）

(エ) Mホテルの経営会社であった株式会社Wは、滞納会社との間の外貨自動両替機設置管理契約の締結に関する稟議書を起案しており、両者の間で、外貨自動両替機設置管理契約を締結していると認められる。

Mホテルは、平成18年6月20日付けで、原告と外貨自動両替機設置管理契約を締結することについての稟議書を起案しており、原告

との間の契約書が作成されたことがうかがわれるが、同稟議書においては、契約の相手方として、原告名が記載されているが、前社名は滞納会社であることが付記され、稟議の目的としては、「保守会社の社名変更に伴い、再契約を締結する」と、その理由としては、「先方の都合上、両替機設置会社と外貨取扱い会社を別会社とした為。今回の再契約においては社名以外の変更はございません。」と記載されており、原告の信用調査等を行われなかった。なお、原告との間の契約書の作成に当たっては、Eから「今後の両替機業務の効率化を図るため株式会社Xにおいて運営を行なうこととなりましたので新たに契約書を作成させていただきました。」との記載がある「ドル両替機設置における再契約のお願いについて」と題する書面が送付されている。

その後、MホテルとFは、平成19年4月1日付けで外貨自動両替機設置管理契約を締結した（なお、乙30の12の契約書には「平成18年4月1日」付けとなっているが、乙30の1によれば、「平成19年4月1日」の誤記と認められる。）が、その際は、経営権が移ったということで、Mホテル側は、原告との再契約とは異なり、Fの会社概要に関する資料や経営権移籍を証する資料を稟議書に添付している。（乙30）

オ 本件各ホテルに対する本件各両替機の設置のための手数料は、平成18年4月以降の手数料についても、滞納会社名義の口座から振り込まれたものがあることがうかがわれ、少なくとも、Jホテルについては、原告との間の外貨自動両替機設置管理契約が締結されたにもかかわらず、少なくとも平成18年4月分、同年5月分、同年9月分及び同年10月分の手数料の振込は、滞納会社名義の口座から行われている。（乙24の12、弁論の全趣旨）。

また、両替機の管理契約に基づく手数料の請求については、滞納会社は

「両替機清算書」なる書面をホテル側に交付する方法によりこれを行っていたところ、少なくともKホテル、Lホテル及びJホテルに対する同書面については、請求主体として、平成18年4月分以降は、原告の会社名が記載されているものの、その担当者としては、原告の従業員ではないEの名称が従来と同様に記載されている。

そして、Eは、少なくともKホテル、Lホテル及びMホテルに対し、両替機の所有権が、滞納会社から別会社である原告に移った等の事実については、明確には告げていなかった。（乙24、28、29、30）

カ 国税徴収官が、平成18年12月7日に、滞納会社の代表であったC、出資者であったB及び原告訴訟代理人から事情を聴取した際、本件各両替機について尋ねたところ、Cらは、滞納会社は同年4月で業務を終了し、同じころ、本件各両替機を「成田地区担当の」Eに10台分合計200万円で売却した、契約書はEに確認してみないと分からないが、おそらく作成している旨を答えた。なお、Cは、原告の業務には関与していない。（乙16）

キ 東京国税局の財務事務官が、本件売買契約及び本件消費貸借契約の各契約書を作成した経緯について、Fの代表取締役であるEから聴取したところ、Eは、Cから両替機を売却する話があったため、買い受けを申し入れた旨、両契約書の作成については、原案をEとEの顧問税理士、Cとの間で作成し、これをBが代表を務めるH株式会社の事務所のIあてに送ったところ、原告の記名押印がなされた本件売買契約書及び本件金銭消費貸借契約書がEに返送されてきた旨を答えた。（乙17）

ク 本件各両替機に関しては、以下の契約書面が存在する。

（ア） 滞納会社が、原告に対し、別紙2両替機一覧表番号1ないし9の各両替機を180万円で売却した旨の平成18年4月22日付契約書（甲16。以下「4月22日付け売買契約書」という。）

(イ) 原告が、Fに対し、本件各両替機を、450万円で売却した旨の平成18年12月29日付けの本件売買契約書(乙19)。

(ウ) 原告が、Fに対し、1150万円を貸し渡した旨の平成18年12月29日付けの本件消費貸借契約書(乙20)。

(2) 争点①についての判断

ア 上記認定事実によれば、本件各両替機の売買については、滞納会社から原告に対する9台の両替機の売却を示す4月22日付け売買契約書及び原告からFに対する本件各両替機の売却を示す本件売買契約が作成されている。

しかしながら、その売買契約に関しては、専ら、滞納会社の代表取締役であって原告の業務に関与していないCと、滞納会社の従業員であって後に本件各両替機を取得するFの代表取締役となるEの間で交渉がされており、滞納会社と原告との間、あるいは原告とEとの間で、その売買に関する交渉が行われたことはうかがわれないし、CやBらは、平成18年12月7日の事情聴取において、滞納会社がEに対して、両替機10台を売却した旨答えていたところである。さらに、当時、滞納会社が多額の租税債務を滞納していたことを併せ考慮すると、上記の交渉経過やCらの回答と矛盾する4月22日付け売買契約書及び本件売買契約書の内容は直ちには信用し難く、真実、同各契約書に沿って、滞納会社から原告へ、さらに原告からFへと、順次、本件各両替機の売買契約がされたものとは認め難い。

そして、少なくとも、本件各両替機が、Fに売却されて、各両替機の中の金銭の引渡しに伴って本件消費貸借が締結されたことは、前記前提事実のとおりであるところ、本件各両替機のうち少なくとも別紙2両替機一覧表番号1ないし9の各両替機は、そもそも滞納会社が所有していたものであり(なお、別紙2両替機一覧表番号10及び11の両替機については、

その設置時期は、平成１８年７月ないし１０月であるが、他の両替機と同型のものであり、原告は、自ら上記２台の両替機を取得した経緯については何ら主張していないこと、その管理は、他の両替機と同様にＥが行っていたことなどからすれば、上記２台の両替機についても、他の両替機と同様に、その支配、管理は、滞納会社にあるものと推認することができる。）、本件各両替機の売買に関する交渉は、専らＣとＥとの間で行われていたこと、本件各両替機の管理については、平成１８年４月以降も、原告の社員ではなく滞納会社の社員であるＥが行っていたこと、Ｅが、本件各両替機の原告への所有権の移転等について、本件各ホテルに明確に説明したことはうかがわれず、少なくとも、Ｋホテル、Ｌホテル及びＭホテルについては、滞納会社と原告が別法人であり、各ホテルに設置された各両替機の所有権が滞納会社から原告に移転されたとは明確に認識していないこと、本件各両替機の設置の対価である手数料が、平成１８年４月以降も滞納会社名義の口座から支払われたことがあったことなどに併せ考慮すれば、Ｆとの間の本件売買契約及び本件消費貸借契約の時点で、本件各両替機を実質的に支配、管理していたのは、なお滞納会社であったというべきであり、本件売買契約及び本件消費貸借契約は、実質的には滞納会社とＦとの間で締結されたものと認めることができ、これらの各契約に基づく本件売買代金債権及び本件貸金返還請求権も、実質的には滞納会社に帰属していたものと認めることができるというべきである。

イ これに対して、原告は、原告の代表取締役であるＤが両替業務にまつわる仕事に不慣れであったために、本件各両替機の売買等につき、Ｃに交渉を依頼したにすぎない旨を主張する。

しかしながら、およそ滞納会社と原告との間の売買契約についてまで、滞納会社の代表取締役であるＣにゆだねることは不自然といわざるを得ないし、原告は平成１８年２月に設立された外貨両替業を営む会社であり、

原告代表者であるDが両替業を行いたいと申し出たためにBが設立した会社であること（乙16）からすれば、Fとの間の本件売買契約書及び本件金銭消費貸借契約書が作成されたという同年12月29日ころまで、なおDが両替業務にまつわる仕事に不慣れであったなどとは容易に想定し難く、本件各両替機の売買に関する交渉が専らCとEとの間で行われたことは、本件各両替機のFへの売却が、滞納会社の代表取締役であるCが、滞納会社のために行ったものであることを示すものというべきである。

また、原告は、滞納会社の従業員であるEが、本件各両替機の管理を継続していたのは、原告の業務としてこれを行っていた旨を、また、本件各ホテルのうち、原告との間で外貨自動両替機設置管理契約書が作成されていないホテルがあるのは、E自身が、滞納会社が原告の名称に商号変更したにすぎないと誤解していた時期があるにすぎない旨を主張するかのようである。

しかしながら、滞納会社の従業員であるEによる本件各両替機の管理業務が何故原告の業務とみることができるのかは判然としないし、Eが原告主張のような誤解をしていたとすれば、やはりEは滞納会社の業務として本件各両替機の管理業務を行っていたものというべきであって、Eが、その後も、何ら滞納会社と原告との関係についてホテル側に明確に説明し、改めて原告との外貨自動両替機設置管理契約の締結を求めるなどした形跡がないことからすれば、到底、Eが原告主張のような誤解をしていたとは認め難いし、Eが原告主張のような立場や認識に基づいて行動していたことを認めるに足る証拠もない（なお、原告は、結局、Eの証人申請を撤回するに至っている。）。

ウ 以上によれば、本件各両替機は、滞納会社からFに売却されたものというべきであって、売買代金債権及び本件貸金返還請求権は、実質的には滞納会社に帰属していたものと認めることができる。

2 争点②（本件各貯金債権は、原告に帰属するか、滞納会社に帰属するか。）
について

（１） 本件貯金債権 2（原告名義口座①に係る貯金債権）について

ア 前記前提となる事実に加え、各項末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（ア） 滞納会社名義口座⑦は、平成 18 年 3 月 8 日に新規開設された口座であるが、その後、同口座に入金された金銭につき、別紙 3 滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①への入金一覧のとおり、同年 6 月 6 日までの間に総額 8 0 1 9 万 5 3 0 5 円が原告名義口座①に送金されたほか、同年 5 月 1 1 日に原告名義の通常郵便貯金口座（通帳記号番号のもの。以下「原告名義口座⑧」という。）に対して 3 8 5 万 5 3 9 8 円が送金されており、滞納会社名義口座⑦に入金されたほぼ全額が原告名義の口座に送金されており（同年 6 月 6 日時点の残高は 1 1 万 5 0 8 0 円）、その後は事実上利用されていない。なお、当時、滞納会社から原告に対して、多額の金員を支払うべき理由は特になかった。

（乙 1 4 の 9）

（イ） 滞納会社名義口座⑦には、前記前提となる事実（３）ア記載のとおり、G から合計 2 3 9 0 万 2 7 8 6 円の入金がされているところ、G からの入金については、同口座への振込がされた同日か、その日から遅くとも 4 日後までの間に、同口座から原告名義口座①へ、G が振り込んだ金額と同額かそれよりも大きな金額の振込がされており、平成 18 年 5 月 2 4 日（4 4 5 万 8 3 6 5 円）と同年 6 月 6 日（5 6 4 万 0 5 0 0 円）は、同日に同額の振込がなされている。G は、徴収職員による照会に対して、滞納会社とは平成 18 年 6 月 6 日まで取引があったものの、原告とは取引がない旨を回答している。（乙 2 7 の 1 及び 2）

(ウ) 原告名義口座①は、平成18年2月27日に新規開設された口座であるが、原告が設立された同年4月10日以降、原告名義口座①から滞納会社の従業員への出金が行われ、また、同年6月20日以降は、滞納会社の従業員から原告名義口座①への入金も行われていて、原告名義口座①の入出金には、滞納会社の営業活動による入出金も含まれている。(乙15の3、弁論の全趣旨)

イ 以上の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(ア) 原告は、Gと原告との取引の存在につき、原告が開業するにあたり、Gにも平成18年4月10日以降は原告との取引になる旨を通知したが、Gの担当者が失念したか社内への周知を怠り、原告設立後も滞納会社名義口座⑦が原告の取引のために利用されたことから、Gが誤って徴収職員の照会に回答したにすぎない旨を主張し、原告の帳簿(甲18及び21。いずれも枝番を含む。)にはこれに沿うような記載があり、証人Iの証言中には、原告とGとの間に取引があった旨の供述部分がある。

しかしながら、甲20の1によれば、平成18年4月21日にGに外貨を発送した際の送り状の送り主は、原告ではなく、P個人とされ、また、甲20の7によれば、同年6月5日に発送した際の送り状の送り主も、原告ではなく、P個人とされている上、いずれの送り状も、送り主の住所として記載されている住所は、原告の本店所在地ではない(甲1)。また、Iは、原告からGに外貨を送るのであれば、送り主として原告の名称が記載されてしかるべきである旨、Gに対して滞納会社が同年3月で営業をやめるという文書が送られたかどうかは記憶にない旨も証言し、原告の帳簿の作成についても、Iが同年8月以降に日付をさかのぼって記載したものが含まれている旨を述べているところである。

そうすると、原告とGとの間に取引があったとするIの証言部分は直ちには信用できず、原告の帳簿（甲18及び21）の記載も直ちには信用し難く、送り状（甲20の1及び7）の記載を併せ考慮すると、原告とGとの間に取引があったと認めるには足りないというべきである（なお、原告は、結局、Pの証人申請を撤回するに至っている。）。

したがって、Gから滞納会社名義口座⑦への入金、滞納会社の営業に係るものと認めることができるというべきである。

- (イ) また、原告は、滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①への多額の送金については、Eが、滞納会社の従業員の身分のまま、原告の営業活動を行ったため、Eが、いったん自らが管理していた滞納会社名義口座⑦へ入金した金銭について、原告名義口座①に送金したものである旨を主張する。

しかしながら、Eが滞納会社の従業員として行った営業活動が何故原告の営業活動と認めることになるのかは判然としないし（なお、本件各両替機が、Fに売却されるまで、滞納会社の支配、管理に係るものであったことは、前記認定のとおりであるから、Eの営業活動が本件各両替機の管理に係るものであるとすれば、これは滞納会社の営業活動に当たるといえるべきである。）、滞納会社の営業活動が平成18年3月で事実上廃止され、同年4月以降は、原告の営業活動として、同様の両替業務が行われ、Eもこれを明確に認識していたのであれば、Eが、何故原告の営業活動に係る金銭を、既に開設されている原告名義の口座に送金することなく、いったん同年3月8日に新規開設された滞納会社名義口座⑦に入金することになるのかについても合理的な説明がされているとはいえない。また、原告とGとの間に取引があったと認めるに足りないことは、上記（ア）のとおりであって、Gからの入金を含めて、滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①

に多額の送金がされた根拠は何ら存在しないものといわざるを得ない。

ウ 以上によれば、滞納会社は、平成18年4月以降も営業活動を継続していたものであり、滞納会社から原告に金員の支払をすべき具体的な理由がないにもかかわらず、滞納会社の有する資金合計8019万5305円を滞納会社名義口座⑦から原告名義口座①へ送金したものと認められる。

したがって、滞納会社名義口座⑦から資金が移された原告名義口座①の貯金のうち、少なくともこれが差し押さえられた時点に存在していた本件貯金債権2は、実質的には滞納会社に帰属する債権であるというべきである。

(2) 本件貯金債権3（原告名義口座⑤に係る貯金債権）について

ア 前記前提となる事実に加え、乙15の7及び弁論の全趣旨によれば、原告名義口座⑤は、平成18年4月11日に新規開設された口座であること、原告名義口座⑤には、別紙4原告名義口座①から原告名義口座⑤への入金一覧記載のとおり、同年7月21日から同年10月24日までの間に9回にわたって、総額866万0442円が送金されていること、同年7月20日以降、滞納会社の従業員から原告名義口座⑤への入金が行われ、同月25日以降は、原告名義口座⑤から滞納会社の従業員への出金が行われていること、同年4月11日から同年11月8日までの原告名義口座⑤への入金は、上記原告名義口座①からの送金が大半を占めており、上記の滞納会社の従業員からの入金が残りの大部分を占めていることがそれぞれ認められる。

イ 上記アのほか、上記(1)認定のとおり、原告名義口座①には、滞納会社の多額の資金（8019万5305円。なお、乙15の3によれば、平成18年10月24日に原告名義口座⑤に送金された後の、原告名義口座①の残高は、779万6209円である。）が送金されていることに照ら

せば、原告名義口座⑤の貯金のうち、少なくともこれが差し押さえられた時点に存在していた本件貯金債権 3 は、実質的には滞納会社に帰属する債権であるというべきである。

(3) まとめ

以上によれば、本件各貯金債権は、いずれも実質的に滞納会社に帰属するものというべきである。

第4 結論

以上によれば、本件各債権は実質的には滞納会社に帰属するものと認められるというべきであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件各滞納処分に国家賠償法上の違法性があることはできず、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官	竹田光広
裁判官	中野智昭
裁判官	本多健一